

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(2020年度)

住 所 大阪市北区芝田一丁目16番1号

事業者名 阪急電鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 杉山 健博

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
園田駅 (高架駅)	・改札階(2F)とホーム階(3F)とを結ぶエレベーターをコンコース内に上下線用を各々1基(計2基)設置。 ・地上(1F)と改札階(2F)とを結ぶ既存構外エレベーター(1基)を自立移動を可能とする改造実施。 (2018年度～2019年度)	2019年度に整備完了 2020年2月に供用開始
花隈駅 (地下駅)	・改札階(1F)とホーム階(B1)とを結ぶエレベーターを1基設置。 ・連絡通路(B2)を利用して上下線ホームを移動可能とするエレベーターを各ホームに1基づつ(計2基)設置。 (2017年度～2019年度)	2019年度に整備完了 2020年3月に供用開始
神戸三宮駅 (高架駅)	・1～4番線ホーム(計4線分)に可動式ホーム柵を設置。 (2019年度～2020年度)	ホーム補強、ケーブル配線用ダクト等の整備を実施(計画通り)

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
〈旅客支援(ソフト)〉 人員配置の工夫	・全駅において、旅客支援に対応できる駅員を配置し、高齢者、障害者等に向けた支援体制を整えた。引き続き、可能な限り有人対応に資する人員配置を検討する。	毎年度継続
〈旅客支援(ハード)〉 駅係員よびだしインターホン (テレビ電話)の設置	・2011年度より、係員が他の業務についている場合等に、近隣の有人駅の係員とテレビ電話機能を用いて通話できる設備を設けることで、遠隔地からの旅客誘導を可能にした。引き続き、本インターホンを活用するとともに、障害者への案内方について研究を進めていく。	毎年度継続

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>〈旅客施設の整備〉 駅構内での自動音声案内の実施</p> <p>音声による情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関大前駅と園田駅の旅客トイレ更新工事に合わせ、自動音声により、トイレ等の場所を案内できる設備を設けた。</li> <li>・ ダイヤ乱れ時には、改札口付近のディスプレイや行先案内表示器のみならず、自動音声（放送）での運行情報を提供している。</li> </ul>	<p>2019年度完了</p> <p>毎年度継続</p>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>〈社員教育〉 障害者団体と連携した研修の実施</p> <p>〈資格取得〉 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿線の障害者支援団体と連携し、運輸部所属の社員向けの研修や講演会を開催する。</li> <li>・ 運輸部（現業）の社員のサービス介助士資格習得を推進する（取得費用については会社で負担している）。</li> </ul>	<p>毎年度継続</p> <p>毎年度継続</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>・ 交通結節点における施設整備により、移動の連続性に配慮する措置として、大阪市と連携し、大阪梅田駅周辺で接続する交通機関（西日本旅客鉄道、大阪市高速電気軌道、阪神電気鉄道）との間で、案内サイン等の表示を統一した。</p> <p>・ 移動等円滑化の推進体制として、当社では都市交通事業本部における経営課題等について審議を行うコア事業会議（議長：都市交通事業本部長）を定期的実施しており、必要に応じ、当該会議体の中で進捗確認のほか、所与の課題の解決を図る。（毎年度継続）</p>
--

(3) その他

--







住 所 大阪市北区芝田一丁目16番1号  
 業 者 名 阪急電鉄株式会社  
 代 表 者 名 取締役社長 杉山 健博

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通円滑化等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置数	傾斜路の設置数	路の設置数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
阪急電鉄		西京極 駅	京都本 線	京都府 京都市 右京区	18233 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基		箇所		○	×	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		西院 駅	京都本 線	京都府 京都市 右京区	40522 人		○	○	2	2	5 (5) 基	2 基	基	3	箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		大宮 駅	京都本 線	京都府 京都市 中京区	26448 人				2	1	3 (2) 基	基	2 基	1	(1) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		烏丸 駅	京都本 線	京都府 京都市 下京区	82325 人		○	○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	5	(1) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	1	
阪急電鉄		京都河原町 駅	京都本 線	京都府 京都市 下京区	78595 人		○	○	1	1	1 (1) 基	2 基	1 基	2	箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	1	
阪急電鉄		柴島 駅	千里 線	大阪府 大阪市 東淀川区	4602 人				2			基	基	基	2 箇所		○	×	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		下新庄 駅	千里 線	大阪府 大阪市 東淀川区	8148 人				2		2 (1) 基	1 基	基	2	箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		吹田 駅	千里 線	大阪府 吹田市 西ノ庄町	15022 人		○	○	2	2		基	基	基	4 (4) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		豊津 駅	千里 線	大阪府 吹田市 垂水町	13167 人		○	○	2	2	3 (3) 基	基	基		箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		関大前 駅	千里 線	大阪府 吹田市 山手町	26826 人		○	○	2	2	4 (4) 基	基	基		箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		千里山 駅	千里 線	大阪府 吹田市 千里山西	16237 人		○	○	2	2		基	基	基	1 (1) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		南千里 駅	千里 線	大阪府 吹田市 津雲台	20610 人		○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基		箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		山田 駅	千里 線	大阪府 吹田市 山田西	23858 人		○	○	2	2	2 (2) 基	4 基	基		箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		北千里 駅	千里 線	大阪府 吹田市 古江台	25323 人		○	○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	1	(1) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	
阪急電鉄		上桂 駅	嵐山 線	京都府 京都市 西京区	7983 人		○	○	2	2		基	基	基	2 (2) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		松尾大社 駅	嵐山 線	京都府 京都市 西京区	5174 人		○	○	2	2		基	基	基	2 (2) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
阪急電鉄		嵐山 駅	嵐山 線	京都府 京都市 西京区	9553 人		○	○	3	3		基	基	基	5 (3) 箇所		○	○ ○	○ ○	○ ○	3	○
		(合計)									70 69 駅	42 1 駅	2 駅	59 44 駅								
		87 駅					0 駅	65 駅	81 駅	183	170	190 (187) 基	236 (2) 基	3 基	136 (90) 箇所	14 駅	87 駅	70 駅	87 駅	87 駅	87 駅	77 駅

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2020年度）

住 所 大阪市北区芝田一丁目16番1号

事業者名 阪急電鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 杉山 健博

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。